

横浜市立永田中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

令和6年3月14日改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。生徒の尊厳を保持するために定められた「いじめ防止対策推進法」及び「横浜市いじめ防止基本方針」に則り、本校の基本方針を次のように定めます。

いじめの防止等に向けた学校の考え方

1. いじめの定義

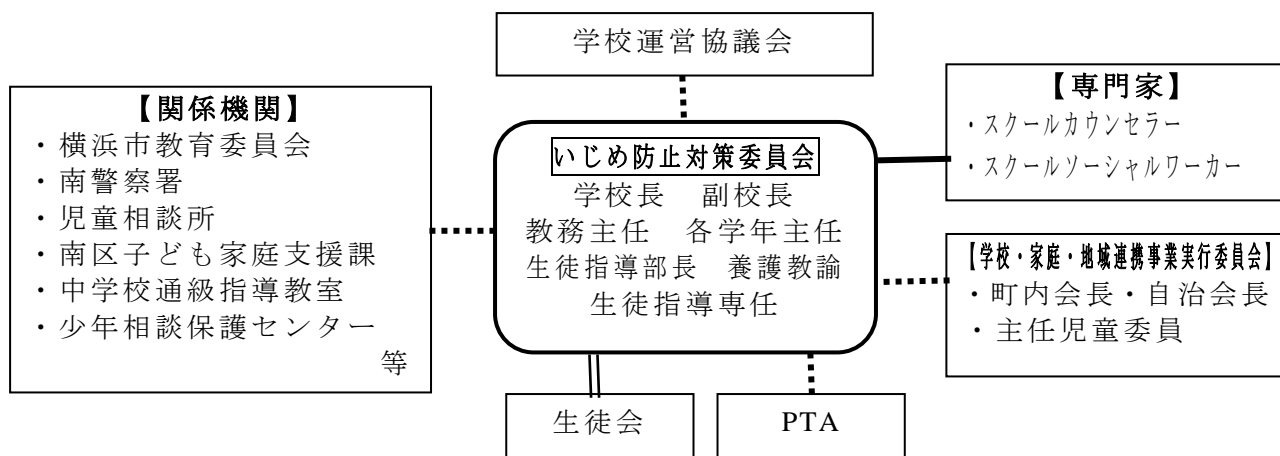
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

2. いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

3. 組織



- いじめ防止等の対策のため「いじめ防止対策委員会」を設置します。
- 委員会は委員長を校長とし、副校長・教務主任・各学年主任・養護教諭・生徒指導部長・生徒指導専任教諭で構成されます。

- 必要に応じ、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）などの心理や福祉の専門家を加えることとします。
- 教育委員会や、警察及び児童相談所等の関係機関との連携を的確に図ります。

4. いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、永田中学校（家庭・地域を含む）全体がいじめの起きない風土づくりに努めます。また、いじめを察知した場合は適切に対応し、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たします。

- ① あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- ② 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援します。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組みます。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努めます。
- ⑥ 教職員一人ひとりがつらい思いをしている生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図ります。
- ⑦ 学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図ります。

5. いじめ防止等のために永田中学校が実施する施策

永田中学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進します。

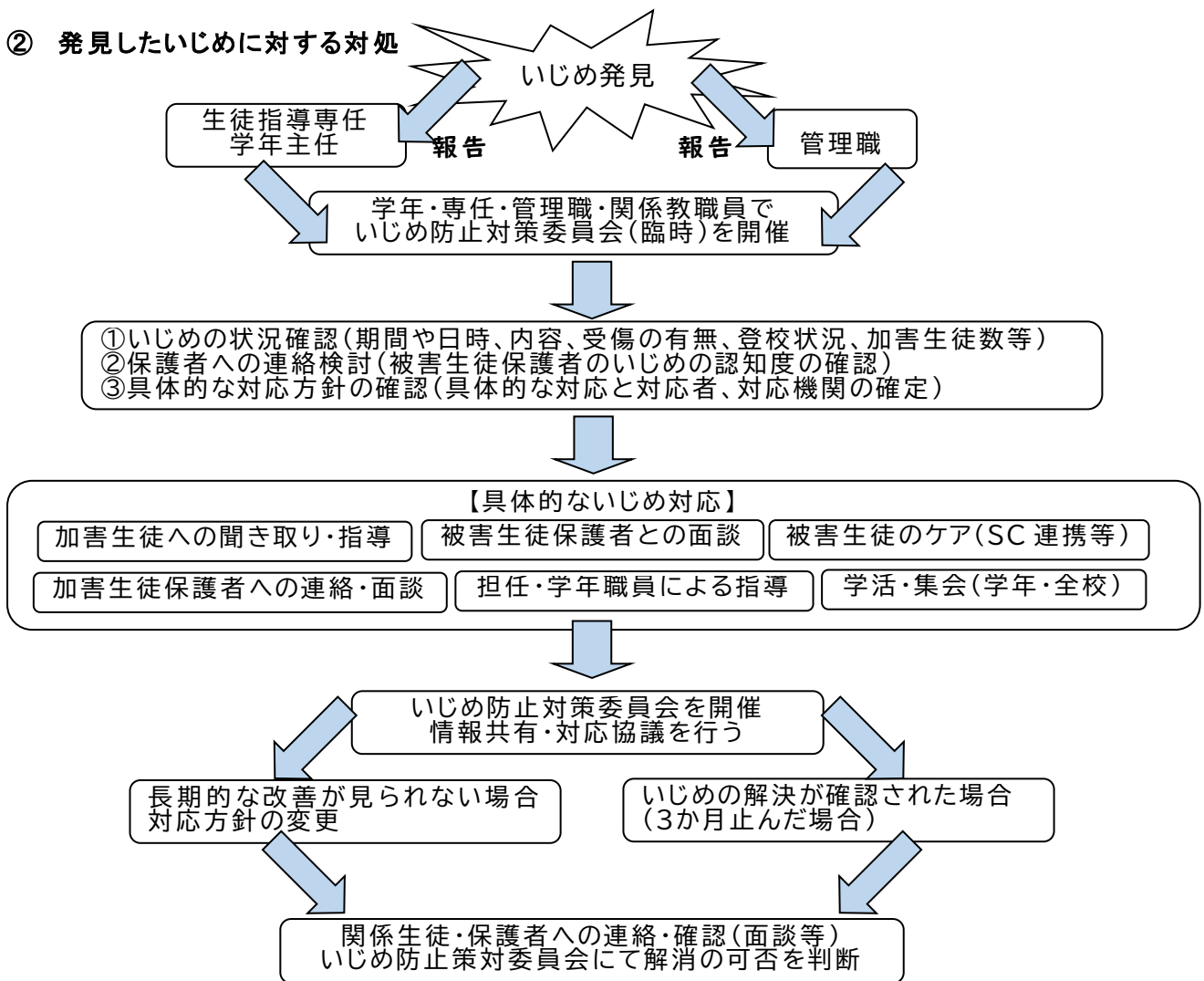
① いじめの未然防止・早期発見のための取組

- 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- 生徒自らが、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることできるように支援します。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくれます。
- 日頃より生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにします。また、情報はすみやかに全職員で共有します。

【具体的取組】

- (ア)子どもの健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- (イ)教職員研修会の開催
- (ウ)生徒、保護者等を対象とした啓発活動
- (エ)いじめ防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査、検証

② 発見したいじめに対する対処



- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として上記の流れで速やかに対応し、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行います。
- いじめを行った生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状況に応じた継続的な指導及び支援を行います。
- いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたり認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた生徒を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害生徒の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携をして対応します。

③ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、以下の項目が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- いじめの行為が少なくとも3か月(目安)やんでいること。
- いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- 本人、保護者に確認をとること。

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行います。教育的観点からいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の経過を追い、再発等の防止を図ります。

6. 年間計画

【いじめ防止対策委員会】定例会月 1 回、いじめの疑いがある場合は緊急開催をします。

月	内 容
4月	いじめ防止対策委員会(以後毎月・臨時に実施)、職員研修 新年度教育相談、第1回 YP アセスメント、第1回いじめアンケート(記名式)
5月	地域訪問、教育相談週間
6月	地域との情報交換会、学校・家庭・地域連携事業
7月	個人面談、情報モラル学習、地域パトロール、SOS の出し方プログラム、子ども会議 (中学校ブロック)
8月	職員研修、区子ども会議、夏休み明け教育相談アンケート、教育相談週間
9月	
10月	
11月	第2回 YP アセスメント
12月	いじめ防止啓発月間・第2回いじめアンケート、個人面談
1月	冬休み明け教育相談アンケート、教育相談週間
2月	地域との情報交換会、新入生保護者説明会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ

7. 重大事態への対応について

【重大事態の意味】

- ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(法第 28 条第 1 項第 1 号)。
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第 28 条第 1 項第 2 号)。
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき
(法第 28 条第 1 項付帯決議)。

重大事態(「疑い」を含む。)に該当すると判断した場合は、以下のような対処をします。

- ・ 教育委員会に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」にて対応を検討します。
- ・ 事実関係の把握を行い、これまでの経緯も精査します。
- ・ いじめを受けた生徒、保護者に事実関係の情報を適切に伝えます。
- ・ 必要に応じて警察等関係機関と連携し、対応をしていきます。
- ・ 地域との情報交換会などと連携し、同じ事案が起こらない学校づくりを協議します。

8. その他

- ・ 永田中学校いじめ防止基本方針は、年 1 回必要に応じて組織や取組等の点検・見直しを行います(PDCA サイクル)。
- ・ 見直しに際しては、いじめ防止対策委員会で見直し案を作成し、職員会議で決定するものとします。